

IFRS コア・ツール

2025年12月31日に終了する会計年度に関するIFRSによる決算上の留意点

(2025年12月31日時点で公表されているすべての基準書及び解釈指針書を含む)

IFRS アップデート



The better the question. The better the answer.
The better the world works.

The EY logo, consisting of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font, with a yellow diagonal line element above the 'Y'.

Shape the future
with confidence

目次

はじめに	2
セクション1: 2025年12月31日時点で公表されている新規又は改訂基準書及び解釈指針書.....	5
強制適用日の一覧	5
負債の流動負債又は非流動負債への分類及び特約条項(コベナント条項)付非流動負債—IAS第1号の改訂	6
セール・アンド・リースバックにおけるリース負債—IFRS第16号の改訂	7
開示: サプライヤー・ファイナンス契約—IAS第7号及びIFRS第7号の改訂	7
交換可能性の欠如—IAS第21号の改訂.....	8
金融商品の分類及び測定—IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂	8
国際財務報告基準の改善.....	9
自然依存電力を参照する契約—IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂	11
IFRS第18号—財務諸表における表示及び開示	12
IFRS第19号—公的説明責任のない子会社: 開示.....	13
超インフレ表示通貨への財務情報の換算—IAS第21号の修正.....	14
財務諸表における不確実性に関する開示.....	14
投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーの間での資産の売却又は拠出—IFRS第10号及びIAS第28号の改訂	15
IFRS実務記述書第1号: 経営者による解説(改訂版)	15
セクション 2: IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定(2024年1月1日以降)	16
セクション 3: IASB作業計画	17
セクション 4: EYの出版物、ビデオ及びポッドキャスト.....	18

はじめに

IFRS 会計基準(IFRS)に準拠して財務諸表を作成している企業は、新たに公表される基準書や解釈指針書に継続的に対応していくことが求められます。IFRS の改訂は、IFRS の基本原則に関する重要な改訂から年次改善プロセスに含まれるような比較的軽微な改訂まで多岐にわたり、結果として、認識及び測定から表示及び開示に至る、さまざまな会計分野に影響を及ぼすことになります。

こうした改訂による影響は、会計の領域にとどまらず、例えば多くの企業のシステムに影響を及ぼす可能性があり、さらに共同契約の設計や取引の形態などのような、事業における意思決定に影響を及ぼすことも考えられます。

したがって、財務諸表の作成者はこれらの今後の動向を常に把握しておく必要があります。

本書の目的

本書は4つのセクションから成り立っています。

セクション1では、2025年12月31日時点で国際会計基準審議会(以下、IASB)及びIFRS解釈指針委員会(以下、解釈指針委員会)により公表されており、2025年12月31日以後終了する会計年度において初めて適用されることになる新規、改訂基準書及び解釈指針書について、その概要を説明しています。経過措置が定められている場合にはその内容を概説するとともに、それらの改訂が企業の財務諸表にどのような影響を及ぼしうるかについても簡単に触れています。

セクション1の冒頭では、期末日が各月末であった場合の、新規基準書等の強制適用日をまとめた表を掲載しています。この表では、これらの基準書及び解釈指針書は、発効日順に記載されていますが、その多くは早期適用が認められています。

すでに公表されているが未だ適用されていない基準書又は解釈指針書については、IAS第8号に従い、これら改訂の当初適用時に財務諸表に生じ得る影響を理解するために役立つように、既知又は合理的に見積可能な情報を開示すること、又は開示しないのであればその理由を示すことのいずれかが求められます。**セクション1**の冒頭の表は、この開示規定の範囲に含まれる新規基準書等を特定するために役立ちます。

セクション2は、2024年1月1日以降IFRICアップデート¹にて公表されたアジェンダ決定の要旨をまとめたものです。2024年1月1日前に公表されたアジェンダ決定については、前回の「IFRSアップデート」をご参照ください。これらのアジェンダ決定には、解釈指針委員会が、その論点に関しすでに適切なガイダンスが提供されているとして、現行の基準書又は解釈指針書に言及しているものがあります。これらのアジェンダ決定は、IFRSを適用する際に参考になり、IAS第8号第12項に述べられている「その他の会計上の専門的文献、及び一般に認められている業界実務慣行」に該当します。IFRSは、アジェンダ決定に含まれる説明的資料を反映して適用することが求められています。

セクション3では、2025年12月31日時点におけるIASBの作業計画を取り上げています。

セクション4では、2025年12月31日までの間にEYが公表したIFRSに関する出版物、ビデオ及びポッドキャストから有用なものを掲載しています。

¹ IFRS - IFRS®解釈指針委員会のアップデート

EYのナレッジ

ニュースレター

IFRS Developments

不定期刊公開草案や新基準、審議会の状況など重要な影響を及ぼす案件の解説をタイムリーに提供しています。

IFRS 保険アラート

新たな基準の公表に向けてプロジェクトが進行中の保険契約について、月次で審議の進捗状況を解説します。

メールマガジン

IFRSメールマガジン

変化し続けるIFRSの最新動向や基準の解説などを、多角的にタイムリーにお伝えします。定期配信は3か月に1回。号外配信もあります。

ビデオ配信

IFRSウェブキャスト

動画による重要論点解説シリーズ(オンデマンド)

最新版は基本財務諸表プロジェクトについて、IFRSデスクメンバーが解説しています。

eラーニングで学ぶIFRSベーシック

IFRSと日本基準の違いを、短時間で効率的にウェブ学習ができます。貴社グループの経理担当者向けIFRS教育に最適です。

IFRSの主要25テーマについて、その概要と、日本基準との違いを重点的に学習することができ、短時間で効率的にIFRSの全体像を把握することができます。

貴社のeラーニング環境や想定利用者数などに応じて、別途お見積りいたします。お気軽にご相談ください。

本eラーニングに関する詳細やお問合せは、こちらのウェブサイトからお願いいたします。

https://www.ey.com/ja_jp/services/financial-accounting-advisory-services/e-learning-ifs-basic

IFRS関連ツール

IFRS開示チェックリスト

IFRS財務諸表の作成準備にお役立てください。



IFRS連結財務諸表記載例

IFRSに基づく連結財務諸表の日本語による記載例です。

2025年6月30日現在で公表され、2025年1月1日以後開始する事業年度に適用されるIFRSに基づいています。

この出版物のシリーズとして、期中財務報告、特定のセクター及び業界に特化した財務諸表の例についても現在、以下が刊行されています。

その他の財務諸表記載例

弊法人は、業種特有の財務諸表記載例及び検討を要する特定の状況を取り扱うその他の財務諸表記載例を提供しています。弊法人の財務諸表記載例シリーズは、次のとおりです。

- 優良工業株式会社 - Alternative Format
- 優良工業株式会社 - IFRS 第18号に基づく財務諸表記載例 (2025年12月)
- 農業業版財務諸表記載例 (優良工業株式会社/上記財務諸表記載例)
- 初度適用版財務諸表記載例
- 銀行版財務諸表記載例 (英語版のみ) (2025年12月)
- 生命保険会社版財務諸表記載例 (英語版のみ)
- 損害保険会社版財務諸表記載例 (英語版のみ)
- 投資ファンド版 (資本) 財務諸表記載例 (英語版のみ)
- 投資ファンド版 (負債) 財務諸表記載例 (英語版のみ)
- 不動産業版財務諸表記載例 (英語版のみ)
- 鉱業会社版財務諸表記載例 (英語版のみ)
- 石油会社版財務諸表記載例 (英語版のみ)

日本基準と国際財務報告基準(IFRS)の比較



二つの基準の相違点について、現在の実務において一般的と考えられる相違点にできる限り焦点を絞り、会計分野ごとに概説します。

この冊子の記載は、2024年12月31日時点で有効な基準に基づきます。

IFRS「新収益認識」の実務 -影響と対応- (中央経済社)



本書では、IFRS第15号について、実務上の影響及び適用上の検討ポイントを解説しています。現行IFRS及び日本基準の規定との差異、現行実務との差異についても説明しています。また、日本企業を念頭に置いたさまざまな異なる状況における設例を設けて、新たな収益認識基準における取り扱いを詳説しています。

オンライン刊行物:IFRS 国際会計の実務 International GAAP シリーズ 2024

本刊行物は、EY 発刊の原著である「International GAAP」の日本語版です。本刊行物は、クライアントとの IFRS に関する各種取組み、規制当局や基準設定主体、その他の専門家との議論を通じて培われた実務上の論点に対する解釈も含めて解説しています。多くの国々や業種に関する深度ある実務的知見を集約してできあがっており、わが国におけるIFRS適用が広がりをみせる中で、財務諸表作成者や職業会計人など、すべての方に必携の実務ドキュメントシリーズです。

書籍

国際会計の実務 (第一法規)



EYのIFRSグループによるIFRS解説書。本書で取り上げているものも含め、すべての基準書及び解針書の適用方法についての例も示しています。世界的に首尾一貫したベースでIFRSを理解・解釈するために、信頼のおける実務的なガイダンスを提供しています。

IFRS「新リース基準」の実務 -オンバランスの過程を読み解く- (中央経済社)



本書では、IFRS第16号「リース」につき、日本や諸外国での導入時に問題となったポイントを盛り込み、適用上の留意点を解説しています。実務で多く見られる論点をQ&Aで解説するとともに、日本基準や米国基準との差異にも言及しています。また、開示項目チェックリストも付しています。

EYのその他の公表物

本書で取り扱っているトピックスに関し、さらに詳細に説明しているEYのその他の公表物については、本書の各セクションで紹介しています。

これらの公表物は、EYのウェブサイトIFRS technical resources | EY - Global (日本語の公表物はIFRSインサイト | EY Japan) からダウンロードすることができます。業種別モデル財務諸表和訳版はEYの担当者にお問合せください。

セクション 1: 2025 年 12 月 31 日時点で公表されている新規又は改訂基準書及び解釈指針書

強制適用日の一覧

新規又は改訂基準書及び解釈指針書	Page	発効日*	以下の各月の最終日に終了する事業年度に最初に適用される.**											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
負債の流動負債又は非流動負債への分類及び特約条項付の非流動負債－IAS第1号の改訂	6	2024年1月1日	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2024
セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債－IFRS第16号の改訂	7	2024年1月1日	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2024
開示: サプライヤー・ファイナンス契約－IAS第7号及びIFRS第7号の改訂	7	2024年1月1日	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2024
交換可能性の欠如－IAS第21号の改訂	8	2025年1月1日	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2026	2025
金融商品の分類及び測定の変更－IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂	8	2026年1月1日	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2026
IFRS会計基準の年次改善－第11集	9	2026年1月1日	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2026
自然依存電力を参照する契約－IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂	11	2026年1月1日	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2027	2026
IFRS第18号－財務諸表における表示及び開示	12	2027年1月1日	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2027
IFRS第19号－公的説明責任のない子会社: 開示	13	2027年1月1日	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2027
超インフレ表示通貨への財務情報の換算－IAS第21号の修正	14	2027年1月1日	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2028	2027
財務諸表における不確実性に関する開示－IFRS第7号, IFRS第18号, IAS第1号, IAS第8号, IAS第36号及びIAS第37号の設例に対する修正	14	注1												
「投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーの間での資産の売却又は拠出」－IFRS第10号及びIAS第28号の改訂	15	注2												

* 以下の日付以降に始まる会計期間に適用される。

** 基準における特別の規定に基づく早期適用がされていないと仮定する。

注 1: これらの設例には、発効日又は経過措置は設けられていない。企業は、設例による変更を適用するために十分な期間を確保することが認められている。

注 2: IASB は 2015 年 12 月に、当該改訂の発効日を、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの結果が出されるまで無期限に延期している。

負債の流動負債又は非流動負債への分類及び特約条項（コベナンツ条項）付非流動負債—IAS 第 1 号の改訂

2024年1月1日以降開始事業年度から適用

主な規定

IASB は 2020 年 1 月及び 2022 年 10 月、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂を公表した。本改訂は、負債を流動負債又は非流動負債に分類する際の規定を定めるものである。本改訂により、以下が明確化される。

- 決済を延期する権利が意味するもの
- 延期する権利は報告期間の末日時点で存在していなければならないこと
- 分類が、企業が決済を延期する権利を行使する可能性の程度には影響されないこと
- 転換負債に組み込まれたデリバティブ自体が資本性金融商品である場合にのみ、負債の契約条件がその分類に影響しないこと
- 開示

決済を延期する権利

IASB は、負債の決済を延期する企業の権利が、「将来のコベナンツ条項」（遵守することが要求されるのが報告期間後のみであるコベナンツ条項を指す。）の遵守を条件とする場合には、企業は、報告期間の末日時点でそれらのコベナンツ条項を遵守していなくても負債の決済を延期する権利を有しているものと決定した。さらに IASB は、IAS 第 1 号第 72B 項の要求事項が融資の取決めから生じる負債のみに対して適用されることを明示した。

報告期間末日時点で存在

本改訂はまた、報告期間の末日時点で存在していなければならないとされる権利に関する規定は報告日以前に企業が遵守することを求められているコベナンツ条項に適用され、契約条件に準拠しているかの貸手による判定が報告期間の末日以後に実施されるか否かは判定に影響しないことを明確化している。

経営者の予想

IAS 第 1 号第 75A 項が追加され、「負債の分類は、企業が当該負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を行使する可能性の程度には影響されない」ことが明確化されている。すなわち、短期に決済するという経営者の意図が分類に影響を与えることはない。この取り扱いが、財務諸表の公表が承認される時点で決済が生じている場合であっても同様である（負債は非流動負債に分類される）。しかし、こうした状況において、企業は利用者が企業の財政状態への影響を理解できるように、決済時期に関する情報を開示する必要がある場合がある。

「決済」という用語の意味

IASB は、負債の「決済」が何を意味するのかを明確化するために、IAS 第 1 号に第 76A 項及び第 76B 項を付け加えた。IASB は、負債の決済と企業の資源の流出とを結びつけることが重要であると結論付けた。

企業の自己の資本性金融商品による決済は、負債の流動又は非流動の分類の目的上は決済とみなされるが、次に述べられる 1 つの例外が存在する。

転換オプションが負債、もしくは負債の一部として分類される場合、資本性金融商品の移転は、流動負債又は非流動負債への分類目的の観点からは負債の決済となる。転換オプション自体が資本性金融商品に分類される場合にのみ、負債が流動負債であるか非流動負債であるかの判断において、自己の資本性金融商品による決済は考慮対象外となる。

従前の基準と同じであるが、借入のロールオーバーは、既存の負債の延長と考えられ、したがって「決済」を表すものではないと考えられる。

開示

追加された IAS 第 1 号 76ZA 項により、融資の取決めから生じた負債が非流動に分類され、決済を延期する権利が 12 か月以内の将来の特約条項への準拠に左右される場合に、企業はその旨を開示することが求められる。この開示には、コベナンツ条項及び関連する負債に関する情報、さらにそうしたコベナンツ条項の遵守が困難であることを示唆する事実及び状況に関する情報を含まなければならない。

移行措置

本改訂は遡及適用しなければならない。早期適用は認められるが、その旨を開示しなければならない。ただし、2020年改訂を早期適用する企業は、2022年改訂も適用しなければならないが、またその逆の場合も同様である。

影響

2020 年改訂と 2022 年改訂の複合的な影響は実務に影響を及ぼす。したがって、企業は当該改訂が既存の融資の取決めや今後計画されている融資の取決めに及ぼす影響を慎重に検討する必要がある。当該検討に際しては、本改訂は遡及適用が必要である点に十分留意されたい。

EY のその他の公表物

[IFRS Developments 第 209 号:IASB が特約条項\(コベナンツ条項\)付非流動負債の分類の要求事項を改訂\(2022 年 11 月更新\)](#)
EYG No. 009933-22Gbl



セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債 —IFRS 第 16 号の改訂

2024年1月1日以降開始事業年度から適用

主な規定

IASB は 2022 年 9 月に、「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債 (IFRS 第 16 号の改訂)」を公表した。

IFRS 第 16 号「リース」の改訂は、セール・アンド・リースバック取引から生じるリース負債を測定する際に売手である借手が適用する規定を定めている。本改訂により、セール・アンド・リースバック取引の売手である借手は、保持する使用権に関するいかなる利得又は損失も認識されることがなくなる。

セール・アンド・リースバック取引の開始日後に売手である借手は、リースバックから生じる使用権資産については IFRS 第 16 号第 29 項から第 35 項を、リースバックから生じるリース負債には IFRS 第 16 号の第 36 項から第 46 項を適用する。第 36 項から第 46 項を適用するにあたり、売手である借手は、保持する使用権資産に関係する利得又は損失の額を認識することがない方法により「リース料」又は「改定後のリース料」を算定する。これらの規定を適用したとしても、IFRS 第 16 号の第 46 項(a)の要求に従って、売手である借手がリースの部分的又は全面的解約に関係する利得又は損失を純損益に認識することを妨げられることはない。

本改訂はリースバックから生じるリース負債の測定に関する具体的な要求事項を定めていない。リースバックから生じるリース負債の当初測定において、売手である借手が結果として、IFRS 第 16 号の付録 A のリース料の一般的な定義とは異なる「リース料」を算定する可能性がある。売手である借手は、IAS 第 8 号に従って目的適合性及び信頼性を有する情報につながる会計方針を策定し適用する必要がある。

移行措置

売手である借手は本改訂を2024年1月1日以後に開始する事業年度から適用しなければならない。本改訂は早期適用することが認められるが、その場合には、その旨を開示する。

売手である借手は、適用開始日後に締結したセール・アンド・リースバック取引についてはIAS第8号に従って本改訂を遡及適用する(すなわち、本改訂は適用開始日より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引には適用されない)。適用開始日とは、企業が最初にIFRS第16号を適用した事業年度の期首を指す。

EY のその他の公表物

[IFRS Developments 第206号:IASB がセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に関しIFRS 第16号を改訂](#)

(2022年9月) EYG No. 008269-22GbI

開示: サプライヤー・ファイナンス契約—IAS第7号 及びIFRS第7号の改訂

2024年1月1日以降開始事業年度から適用

主な規定

IASB は 2023 年 5 月に、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」の改訂を公表した。

本改訂は、現行の要求事項を補完する開示要求を規定し、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債、キャッシュ・フロー及び流動性リスクに対するエクスポージャーに与える影響について、財務諸表利用者が理解する上で役立つことを意図している。

特徴

本改訂はサプライヤー・ファイナンス契約の特徴を明確にしている。そうした契約では、1 つ又は複数の資金供給者が、企業が仕入先に対して負っている金額を支払う。企業は、契約条件に従い、資金供給者が企業の仕入先に支払いを行うのと同じ日又はそれより後の日に、当該金額を資金供給者に決済することに同意する。

開示要求

本改訂では、サプライヤー・ファイナンス契約が負債及びキャッシュ・フローに与える影響に関する情報を提供するように求めている。例えば、そうした契約の契約条件、報告期間の期首及び期末時点におけるそうした契約に関連する負債の定量的情報、そうした契約に関する帳簿価額の非資金変動の種類及び影響などである。そうした契約に関する情報は、個々の契約の契約条件が類似していない又は独自のものである場合を除き、集約して開示することが求められる。IFRS 第 7 号により求められる流動性リスクに関する定量的開示に関連して、開示を提供する際に考慮するかもしれない他の要因の例として、サプライヤー・ファイナンス契約が含まれた。

移行措置

本改訂は、2024年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。早期適用は認められるが、その場合には、その旨を開示する。

本改訂は当該事業年度の期首時点における比較情報及び定量的情報ならびに期中開示について、移行に伴う免除措置を定めている。

EYのその他の公表物

[IFRS Developments Issue 217: Supplier finance arrangements – new disclosure requirements \(May 2023\) EYG No. 005172-23GbI](#)



交換可能性の欠如—IAS第21号の改訂

2025年1月1日以降開始事業年度から適用

主な規定

IASBは2023年8月に「交換可能性の欠如(IAS第21号の改訂)」を公表した。

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に関する本改訂は、ある通貨が交換可能であるかどうかをどのように評価すべきか、また、交換可能性がない場合にどのように直物為替レートを決定すべきかを明らかにしている。

ある通貨が他の通貨に交換可能であると考えられるのは、企業が一定の時間枠内(通常の事務的な遅延は許容される)で、かつ、交換取引により強制可能な権利及び義務が生じる市場又は交換メカニズムを通じて、他の通貨を入手できる場合である。

ある通貨が他の通貨に交換可能でない場合、企業は測定日現在の直物為替レートを見積る必要がある。直物為替レートを見積る際の企業の目的は、支配的な経済状況下で測定日現在において市場参加者の間で行われた秩序ある取引に適用されたであろうレートを反映することである。本改訂では、調整なしの観察可能な為替レート又は他の見積技法を使用することができるとしている。

開示要求

ある通貨が他の通貨に交換可能でないために、企業が直物為替レートを見積っている場合、当該通貨が他の通貨に交換可能でないことが、企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えているか(又は与えると見込まれるか)について、企業は財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示する。

移行措置

本改訂は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。早期適用は認められるが、その場合には、その旨を開示する。

本改訂を適用する際、企業は比較情報を修正再表示してはならない。

EYのその他の公表物

[IFRS Developments Issue 220: Amendments to IAS 21: Lack of Exchangeability \(September 2023\) EYG No. 008283-23Gb](#)

金融商品の分類及び測定—IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

2026年1月1日以降開始事業年度から適用

主な規定

IASBは2024年5月に「金融商品の分類及び測定の改訂(IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂)」を公表した。本改訂には、以下の内容が盛り込まれている。

- 金融負債は「決済日」時点、すなわち関連する義務が履行される、取り消される又は失効する、あるいは負債が認識の中止の要件を満たす時点で認識が中止されることを明確化している。また、電子送金システムを使用して決済される金融負債について一定の要件が満たされる場合には決済日前に認識を中止する会計方針の選択も導入している。
- 環境、社会及びガバナンス(ESG)連動要素及びその他の類似の偶発的特性を含む金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性をどのように評価すべきかを明確化している。
- ノンリコース資産及び契約上リンクしている金融商品(CLI)の取り扱いを明確化している。
- 偶発事象を参照する契約条件(ESGに連動する条件を含む)を伴う金融資産及び負債、及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品について、IFRS第7号において追加の開示を要求している。

本改訂の公表で、IASBのIFRS第9号「金融商品」の適用後レビュー(PIR)の分類及び測定フェーズは完了となる。

経過措置

本改訂は、2026年1月1日以降開始する事業年度から適用される。企業は、金融資産の分類及びそれに加えて関係する開示の改訂を早期適用し、その他の改訂についてはその後の適用とすることができる。

新しい規定は、遡及適用され、期首利益剰余金を修正する。過年度については修正再表示が求められることはないが、修正再表示する場合は後知恵を用いてはならない。企業は、本改訂により金融資産の測定の分類区分に変更が生じる場合には当該金融資産に関する情報を開示しなければならない。

EYのその他の刊行物

[IFRS Developments 第228号: 金融商品の分類及び測定の改訂の公表\(2024年6月\) EYG No. 005111-24GbI](#)

[Applying IFRS: 金融商品の分類及び測定の改訂 2024年11月 EYG no. 010424-24GbI](#)



国際財務報告基準の改善:

主な規定

IASB の年次改善プロセスでは、緊急性はないが、必要な IFRS 会計基準の明確化及び改訂を取り扱う。2024 年 7 月、IASB は、IFRS 会計基準の年次改善(第 11 集)を公表した。

以下は会計基準の年次改善(第 11 集)を要約したものである。

<p>IFRS 第 1 号 「国際財務報告基準の初度適用」</p>	<p>初度適用企業によるヘッジ会計</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 1 号の B5 項と B6 項は、IFRS 第 9 号の第 6.4.1 項(a)、(b)及び(c)のヘッジ会計の適格要件への相互参照を含めるために改訂されている。これらの改訂は、IFRS 第 1 号の文言と IFRS 第 9 号のヘッジ会計に関する規定の間の不整合から生じる潜在的な混乱を解消することが意図される。 企業は本改訂を 2026 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用する。早期適用は認められる。
<p>IFRS 第 7 号「金融商品:開示」</p>	<p>認識の中止に係る利得又は損失</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の改訂で、IFRS 第 7 号の B38 項における観察可能でないインプットに関する用語が更新され、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 72 項及び第 73 項への相互参照が組み込まれる。 企業は本改訂を 2026 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用する。早期適用は認められる。
<p>IFRS 第 7 号「金融商品:開示」に関する適用ガイダンス</p>	<p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> 「IFRS 第 7 号に関する適用ガイダンス」の IG1 項の改訂により、本ガイダンスが必ずしも参照された IFRS 第 7 号のすべての規定を例示しているわけではなく、また、追加的な規定が策定されることもないということを明確化する。
<p>IFRS 第 7 号「金融商品:開示」に関する適用ガイダンス</p>	<p>公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 「IFRS 第 7 号に関する適用ガイダンス」の IG14 項は、IFRS 第 7 号第 28 項の規定及び IFRS 第 9 号及び IFRS 第 13 号で使用されている概念及び用語と整合させることを主な目的として改訂されている。
<p>IFRS 第 7 号「金融商品:開示」に関する適用ガイダンス</p>	<p>信用リスクの開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 「IFRS 第 7 号に関する適用ガイダンス」の IG20B 項は、IFRS 会計基準の規定のどれが本設例では例示されていないかの説明を簡略化するために改訂されている。
<p>IFRS 第 9 号「金融商品」</p>	<p>借手によるリース負債の認識の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 9 号の第 2.1 項は、借手が、IFRS 第 9 号に従ってリース負債が消滅したと判断する場合、借手は第 3.3.3 項を適用し、その結果生じる利得又は損失を純損益に認識しなければならないということを明確化するために改訂されている。ただし、本改訂は、借手は IFRS 第 16 号で定義されているリースの条件変更と IFRS 第 9 号に従ったリース負債の消滅をどのように区別すべきかについては述べていない。 企業は本改訂を 2026 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用する。早期適用は認められる。



IFRS 第 9 号「金融商品」	取引価格 <ul style="list-style-type: none">IFRS 第 9 号の第 5.1.3 項は、「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』で定義される取引価格」への参照を、「IFRS 第 15 号を適用して算定される金額」に置き換えるために改訂されている。IFRS 第 15 号に関連して「取引価格」という用語を使用することは、潜在的に混乱を与えるものであったことから、当該用語は削除された。当該用語は IFRS 第 9 号の付録 A から削除されている。企業は本改訂を 2026 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用する。早期適用は認められる。
IFRS 第 10 号「連結財務諸表」	「事実上の代理人」の決定 <ul style="list-style-type: none">IFRS 第 10 号の B74 項は、そこで記述される関係が投資家と投資家の事実上の代理人として行為を行うその他の当事者との間に存在するかもしれないさまざまな関係の一例にすぎないということを確認するために改訂されている。本改訂は、その他の当事者が事実上の代理人として行為を行っているかどうかを判定するために企業は判断を用いるとする B73 項の規定との不整合を取り除くことが意図される。企業は本改訂を 2026 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用する。早期適用は容認される。
IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」	原価法 <ul style="list-style-type: none">IAS 第 7 号の第 37 項が、「原価法」の定義がすでに削除されていることから「原価法」という用語を「取得原価で」に置き換えるために改訂されている。企業は当該修正を 2026 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用する。早期適用は認められる。



自然依存電力を参照する契約—IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂

2026 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用

主な規定

2024 年 12 月、IASB は、「自然依存電力を参照する契約」(IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂)を公表した。本改訂には、以下の内容が盛り込まれている。

- 適用範囲に含まれる契約に対する「自己使用」の要件の適用が改訂される。本改訂により、未使用の自然依存電力の売却は、特定の要件を満たすことを条件に、企業の予想される購入または使用に関する要求事項に整合することになる。
- 適用範囲に含まれる契約について、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象に関する指定要件が改訂される。本改訂は、特定の要件が満たされる場合に、企業が電力の予定取引のうち名目上の変動数量をヘッジ対象に指定することを容認している。
- これらの契約が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を投資家が理解できるようにするための新たな開示要件が追加される。IFRS 第 7 号は、本改訂に従って IFRS 第 9 号の適用範囲外となる契約に関する特定の開示を要求するために改訂された。

本改訂は、自然依存電力を参照する契約にのみ適用される。これらの契約は、発電の源泉が統制不能な自然条件に依存しているため、企業を基礎となる電力量の変動性に晒すものであり、典型的には太陽光や風力などの再生可能な電力源に関連している。

経過措置

自己使用の例外規定に関する改訂は遡及適用しなければならない。過年度の修正再表示は要求されないが、事後的判断を用いず可能な場合にのみ、修正再表示することも認められる。

ヘッジ会計に関する改訂は、適用開始日以降に指定された新しいヘッジ関係に将来に向かって適用しなければならない。

IFRS 第 7 号の開示に関する改訂は、IFRS 第 9 号の改訂が適用される時点で適用しなければならない。企業が比較情報を修正再表示しない場合、比較情報の開示を表示してはならない。

その他の EY の刊行物

[IFRS Developments 第 234 号: 自然依存電力 - IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂 \(2025 年 1 月\) EYG No.000345-25GbI](#)



IFRS 第 18 号—財務諸表における表示及び開示

2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用

主な規定

2024 年 4 月、IASB は IAS 第 1 号に置き換わる IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。IFRS 第 18 号は、純損益計算書に新しい区分及び小計を導入している。また、経営者が定義した業績指標（定義されている）に関する開示が要求され、財務情報の表示箇所、集約及び分解に関する新たな要求事項が含まれている。

純損益計算書

企業は、純損益計算書内の収益及び費用を、営業、投資、財務、法人所得税及び非継続事業の 5 つの区分のいずれかに分類しなければならない。さらに、IFRS 第 18 号は、企業に、「営業損益」、「財務及び法人所得税前純損益」及び「純損益」についての小計及び合計を表示することを要求している。

主要な事業活動

収益及び費用を IFRS 第 18 号に規定される区分に分類する目的上、企業は、「主要な事業活動」として資産に投資しているか又は顧客にファイナンスを提供しているかどうかを評価する必要がある。というのも特定の区分規定が企業には適用されるからである。企業がそうした特定の主要な事業活動を有しているかどうかの評価は、判断が求められる事実及び状況の問題である。企業は複数の主要な事業活動を有している場合がある。

経営者が定義した業績指標

IFRS 第 18 号は、経営者が定義した業績指標 (MPM) の概念を導入している。IFRS 第 18 号は、MPM を「企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を財務諸表利用者に伝えるために、財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用している収益及び費用の小計」と定義している。IFRS 第 18 号は、企業のすべての MPM に関する情報を財務諸表の単一の注記に開示することを要求しており、MPM のそれぞれについて、MPM がどのように計算されるか及び IFRS 第 18 号又は他の IFRS 会計基準に定められる最も比較可能な小計への調整表を含む、いくつかの開示を要求している。

情報の表示箇所、集約及び分解

IFRS 第 18 号は基本財務諸表に情報を「表示すること」と、注記に情報を「開示すること」を区別しており、基本財務諸表及び注記の特定の「役割」に基づいて情報の位置を決定することを原則として導入している。IFRS 第 18 号は、類似する及び異質な特徴を参照して情報を集約及び分解することを求めている。また、財務諸表で集約される項目について、有用な記述又は名称を決定するためのガイダンスが提供されている。

その他の会計基準に結果的に生じる改訂

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の狭い範囲の改訂が行われ、当該改訂には間接法における営業活動によるキャッシュ・フローを算定するための出発点を「純損益」から「営業損益」に変更することが含まれる。キャッシュ・フロー計算書における配当及び利息から生じるキャッシュ・フローの分類に関する選択の余地もほぼ削除されている。

IAS 第 33 号「1 株当たり利益」には、計算に使用される分子が特定の要件を満たす場合にのみ、企業が追加的な 1 株当たりの金額を開示することを認める新しい規定が追加されている。

分子は以下の数値でなければならない。

- 親会社の普通株主に帰属する金額、及び
- IFRS 第 18 号に特定される合計又は小計あるいは IFRS 第 18 号で定義している MPM

従前は IAS 第 1 号に含まれていた一部の要求事項が IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に移行され、IAS 第 8 号の基準名が「財務諸表の作成基礎」に変更された。IAS 第 34 号「期中財務報告」は、MPM の開示を規定するために改訂された。

移行措置

IFRS 第 18 号及びその他の会計基準に結果的に生じる改訂は、2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、遡及適用しなければならない。早期適用は認められるが、その旨を開示しなければならない。

その他の EY 刊行物

[Applying IFRS: IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」\(2025 年 7 月更新\) EYG No. 005700-25GbI](#)

[IFRS Developments 第 223 号: IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の公表\(2024 年 4 月\) EYG No. 003270-24GbI](#)



IFRS 第 19 号—公的説明責任のない子会社：開示

2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用

主な規定

2024 年 5 月、IASB は IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。適格企業は、他の IFRS 会計基準の認識、測定及び表示に関する規定を引き続き適用しつつ、簡素化された開示規定の適用を選択することが認められる。特段の定めがある場合を除き、IFRS 第 19 号を適用することを選択する適格企業は、その他の IFRS 会計基準の開示規定を適用する必要はなくなるであろう。

IFRS 第 19 号を適用する企業は、一般的な IFRS 会計基準に準拠している旨の記述の一部として、その事実を開示しなければならない。IFRS 第 19 号は、財務諸表が IFRS 第 19 号を含む IFRS 会計基準に準拠している企業に、そのような準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を行うことを要求している。

適格企業

報告期間の末日現在で以下に該当する場合、企業は IFRS 第 19 号を適用することを選択できる。

- IFRS 第 10 号に定義される子会社である。
- 公的説明責任を有していない。及び、
- IFRS 会計基準に準拠した、一般に利用可能な連結財務諸表を作成する親会社（最終又は中間のいずれか）を有している。

公的説明責任

次のいずれかに該当する場合には企業は公的説明責任を有している。

- 企業の負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場（国内又は国外の証券取引所又は店頭取引市場（地方市場及び地域市場を含む））で取引されているか又は公開市場で当該金融商品を発行する過程にある。又は、
- 主要な事業の 1 つとして（すなわち、主要な事業に付随する理由によるものではなく）、外部の広範なグループの受託者として資産を保有している。

開示規定及び他の IFRS 会計基準の参照

IFRS 第 19 号の開示規定は、IFRS 会計基準ごとに小見出しに整理されており、他の IFRS 会計基準における開示規定が引き続き適用可能な場合には、それぞれの IFRS 会計基準の小見出しの下に明記されている。

IFRS 第 19 号の開示は IFRS 第 8 号「事業セグメント」、IFRS 第 17 号「保険契約」及び IAS 第 33 号「1 株当たり利益」を除外している。したがって、IFRS 第 19 号を適用する企業が IFRS 第 17 号の適用を求められる場合、又は IFRS 第 8 号及び（又は）IAS 第 33 号の適用を選択する場合、当該企業は、それらの基準におけるすべての関連する開示規定を適用しなければならない。

IFRS 第 19 号の改訂(2025 年 8 月)

2025 年 8 月、IASB は IFRS 第 19 号の改訂を公表した。この改訂は、2021 年 2 月から 2024 年 5 月の間に公表された新しい IFRS 会計基準及び改訂の開示規定を簡素化するもので、これらは IFRS 第 19 号が初めて公表された際に完全な形で含まれていた。全般的に、IASB は、これらの新しい基準及び改訂に関連して、IFRS 第 19 号の簡素化された開示規定から開示目的を削除することで、IFRS 第 19 号を適用しない企業と同じ開示を提供する必要があるという印象を与えることを回避している。

移行措置

IFRS 第 19 号は 2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められる。

適格企業は、本基準の早期適用を選択する場合、その旨を開示しなければならない。企業は、IFRS 第 19 号又は他の IFRS 会計基準により認められている場合又は要求されている場合を除き、本基準を最初に適用する期間（年次及び期中）において、比較対象期間の開示と IFRS 第 19 号を適用した当事業年度の開示との比較を作成することが要求される。

その他の EY 刊行物

[*IFRS Developments Issue 226: IASB issues IFRS 19 Subsidiaries without public accountability: Disclosures \(May 2024\) EYG No. 004381-24Gbl*](#)

[*IFRS Developments Issue 241: IASB issues Amendments to IFRS 19 \(August 2025\) EYG No. 006819-25Gbl*](#)



超インフレ表示通貨への財務情報の換算 – IAS 第 21 号の改訂

2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用

主な規定

2025 年 11 月、IASB は「超インフレ表示通貨への財務情報の換算 – IAS 第 21 号の改訂」を公表した。本改訂は、超インフレ経済ではない機能通貨から超インフレ経済の表示通貨への換算を、決算日レートで行うことを要求している。

企業の機能通貨が超インフレ経済ではない機能通貨であるが、表示通貨が超インフレ経済の通貨である場合、企業の業績及び財政状態は、すべての金額（すなわち資産、負債、資本、収益及び費用）及びすべての比較情報を、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算することにより、表示通貨に換算される。

機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨である企業は、機能通貨が超インフレ経済ではない通貨である在外営業活動体の比較情報について、IAS 第 29 号第 34 項に従い、一般物価指数を適用して在外営業活動体の比較情報を修正する。

本改訂は、追加的な開示要求も導入している。

移行措置

本改訂は、2027 年 1 月 1 日以降開始する事業年度に適用され、早期適用が認められる。

企業の機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨（又は異なる超インフレ経済の通貨）であり、機能通貨が超インフレ経済ではない通貨である在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する場合、当該企業は、本改訂を初めて適用する事業年度の期首から本改訂を適用する必要がある。さらに、企業は、以前に発行した財務諸表に含まれる在外営業活動体の比較情報を、IAS 第 29 号第 34 項に従い、対応する数値に適用した一般物価指数を用いて修正する。

その他の EY 刊行物

IFRS Developments 第 243 号: 超インフレ表示通貨への財務情報の換算 (IAS 第 21 号の修正) (2025 年 11 月) EYG No. 009757-25Gbl

財務諸表における不確実性に関する開示

企業は、設例による変更を適用するために十分な期間を確保することが認められている。

主な規定

2025 年 11 月、IASB は「財務諸表における不確実性に関する開示 – IFRS 第 7 号、IFRS 第 18 号、IAS 第 1 号、IAS 第 8 号、IAS 第 36 号及び IAS 第 37 号の設例に対する修正」(以下、「本設例」) を公表した。これは、複数の IFRS 会計基準に本設例を追加するものである。

本設例は、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性に関する報告を改善することを目的としている。特に、一般目的財務報告書内の情報の一貫性や、財務諸表における気候関連リスク及びその他の不確実性に関する十分な情報について、利害関係者の懸念に対応するものである。

本設例は、IFRS 会計基準の既存の要求事項を例示するものであり、既存の要求事項を追加したり変更したりするものではない。

本設例で取り扱われるトピックは以下のとおりである：

- 重要性の判断
- 仮定: 減損テストに関する特定の要求事項
- 仮定: 全般的な要求事項
- 信用リスク
- 廃棄及び原状回復引当金
- 注記における分解情報の開示

移行措置

本設例には発効日や経過的な要求事項は定められていない。企業は設例による変更を適用するために十分な期間を確保することが認められている。

その他の EY 刊行物

IFRS Developments 第 244 号: I 不確実性に関する開示 (2025 年 11 月) EYG no. 009872-25Gbl



投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却又は拋出－IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の改訂

IASBは2015年12月に、持分法に関するリサーチ・プロジェクトに基づく改訂が最終化されるまで、本改訂の発効日を延期することを決定した。なお、早期適用は引き続き認められる。

主な規定

本改訂は、投資者が関連会社又はジョイント・ベンチャーに子会社を売却又は拋出することにより、子会社に対する支配を喪失する場合の取り扱いについて、IFRS第10号「連結財務諸表」とIAS第28号「関連会社及び共同支配企業への投資」の間で会計処理に矛盾があることに対処するものである。

本改訂により、関連会社又はジョイント・ベンチャーへの移転がIFRS第3号「企業結合」に定義される事業を伴う場合に、利得又は損失の全額が認識されることが明確にされた。一方で、事業を構成しない資産の売却又は拋出が行われる場合には、その結果生じる利得又は損失は、当該関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する、投資者と関連しない持分の範囲でのみ認識される。

移行措置

本改訂は将来に向かって適用する。本改訂は早期適用することが認められるが、その場合には、その旨を開示する。

影響

本改訂により、実務上のばらつきが実質的に解消され、財務諸表作成者はこうした取引に首尾一貫した原則を適用することができるようになることが意図されている。

ただし、事業の定義を適用する際には判断が求められ、このような判断を伴う取引においては事業の定義を慎重に検討する必要がある。

IFRS 実務記述書第 1 号：経営者による説明（改訂版）

企業は、2025年6月23日以降に作成された財務諸表に対して、改訂版の実務記述書のガイダンスを適用することが認められる。改訂版の実務記述書はIFRS会計基準ではなく、企業は改訂版の実務記述書に準拠した経営者による説明を作成することなく、IFRS会計基準に準拠した財務諸表を作成することができる。

主な規定

改訂版の実務記述書には、経営者による説明に関するより広範で包括的なガイダンスが含まれている。

- **経営者による説明とその他の関連する一般目的財務報告の特定**－IASBは、改訂版の実務記述書を適用して経営者による説明を作成することが求められる、又は選択する企業に対して、いくつかの手続的な要求事項を更新し明確化することを決定した。
- **経営者による説明の目的**－IASBは、経営者による説明の目的は、財務諸表に表示された企業の財政状態及び財務業績に対する財務諸表利用者の理解を向上させることであることを明確化した。
- **重要性がある情報と重要事項及び内容の領域**－IASBは、経営者が経営者による説明の文脈において重要性がある情報の特定を支援するために、ガイダンスを提供することを決定した。
- **経営者による説明における有用な情報の属性**－改訂版の実務記述書には有用な情報の各属性の説明が含まれている。
- **一貫性**－改訂版の実務記述書は、経営者による説明において関連する事項や情報間の関係を明確にする方法で情報を提供することを要求している。
- **指標**－改訂版の実務記述書は、経営者による説明における指標の提供に関する要件とガイダンスが含まれている。

影響

改訂版の実務記述書は、企業の経営者による説明の質を向上させる。なぜなら、長期的に価値を創造し、キャッシュ・フローを生み出す能力の基礎となる財務、サステナビリティ関連、その他の要因に関する簡潔かつ一貫性のある情報を提供することの一助となる包括的な要件とガイダンスを提供するからである。

その他の EY 刊行物

[IFRS Developments 第 239 号：IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」\(改訂版\) \(2025 年 6 月\) EYG no.005452-25Gbl](#)

セクション 2: IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定 (2024年1月1日以降)

IFRS 解釈指針委員会が審議した特定の論点は、IASB の IFRIC アップデートにおいて「解釈指針委員会アジェンダ決定」として公表されている。アジェンダ決定には、解釈指針委員会のアジェンダとして採用されなかった論点が、その理由とともに公表されている。解釈指針委員会はこの論点の一部について、関連する基準をどのように適用すべきかに関する情報及び説明資料を提供している。アジェンダ決定が公表される前に、IASB 審議会は、アジェンダ決定に反対するかどうかを尋ねられる。4 名以上の審議会メンバーが反対した場合、当該アジェンダ決定は公表されず、IASB によってどのように取り扱うかが決定される。

アジェンダ決定(付随する説明資料を含む)は、IFRS 会計基準の規定を追加したり変更したりするものではないものの、当該説明資料の権威は IFRS 会計基準から生じるものである。したがって、企業は、関連するアジェンダ決定における説明資料をも考慮して、IFRS 会計基準を適用する必要がある。

下記の表は、2024年1月1日から2025年12月31日までの期間において解釈指針委員会がアジェンダに加えなかったトピックの概要を示したものである。2024年1月1日より前に公表されたアジェンダ決定については、前回の「IFRS アップデート」を参照されたい。解釈指針委員会により審議されたすべての項目とその結論の全文については、IASB のホームページの IFRIC アップデートに掲載されている。²

IFRS 解釈指針委員会によれば、「アジェンダ決定の公表プロセスにおいて提供される説明的資料は、それがなければ利用可能でなく、また、入手することが合理的に見込めなかった新しい情報を提供することが多い。このため、企業はアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。IASB は、当該決定を行い、変更後の会計方針を適用するための十分な時間(例えば、企業は新しい情報を入力したり、変更するためにシステムを修正したりすることが必要となる場合がある)が企業に与えられることを見込んでいる」とされている。

アジェンダ決定	関連する基準	日付
個別財務諸表における親会社と子会社との合併	IAS 第 27 号「個別財務諸表」	2024 年 1 月
気候関連コミットメント	IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」	2024 年 4 月
引継期間中の継続雇用を条件とする支払	IFRS 第 3 号「企業結合」	2024 年 4 月
報告セグメントに係る収益及び費用の開示 (IFRS 第 8 号)	IFRS 第 8 号「事業セグメント」	2024 年 7 月
「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保 (マージン・コール) に係るキャッシュ・フローの分類	IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」	2025 年 2 月
気候関連支出から生じる無形資産の認識 (IAS 第 38 号)	IAS 第 38 号「無形資産」	2025 年 3 月
他の企業の義務に対して発行する保証	IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号、IFRS 第 17 号、IAS 第 37 号	2025 年 3 月
授業料から生じる収益の認識 (IFRS 第 15 号)	IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」	2025 年 3 月
超インフレ経済の指標の評価 (IAS 第 29 号)	IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」	2025 年 7 月

² IFRIC アップデートのリンク先: <http://www.ifrs.org/news-and-events/updates/ifric-updates/>.

セクション 3: IASB 作業計画

下記の表は、2025年12月31日時点におけるIASBの作業計画に含まれているプロジェクトについてスケジュールを示したものである。

IASB プロジェクト	次のマイルストーン	予定時期
適用上の論点		
グループ内の貨幣性負債(又は資産)から生じる為替差額の分類(IFRS 第 18 号、IFRS 第 9 号、IAS 第 21 号)	暫定的なアジェンダ決定	2026 年 第 1 四半期
取引コストの決定及び会計処理(IFRS 第 9 号)	暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバック	2025 年 11 月
オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益(IFRS 第 16 号)	暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバック	2026 年 3 月
組み込まれた早期償還オプション(IFRS 第 9 号)	暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバック	2025 年 11 月
IFRS 第 18 号に関する委員会のアジェンダ決定の更新	暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバック	2025 年 11 月
維持管理プロジェクト		
公正価値オプションの改訂(IAS 第 28 号)	プロジェクトの方向性を決定	2025 年 12 月
引当金—的を絞った改訂	プロジェクトの方向性の決定	2026 年 第 1 四半期
リサーチ・プロジェクト		
無形資産	プロジェクトの方向性を決定	2026 年下半期
IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー	情報要請に関するフィードバック	2026 年 1 月
キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	プロジェクトの方向性の決定	2026 年 第 1 四半期
基準設定及び関連プロジェクト		
償却原価測定	公開草案	2026 年下半期
企業結合—開示、のれん及び減損	プロジェクトの方向性を決定	2026 年下半期
持分法	プロジェクトの方向性を決定	2026 年 第 1 四半期
資本の特徴を有する金融商品	最終の改訂	2026 年下半期
料金規制対象活動	IFRS 会計基準	2026 年 第 2 四半期
リスク軽減会計	公開草案に対するフィードバック	2026 年下半期

セクション 4: EY の出版物、ビデオ及びポッドキャスト

下記の表は、2025 年 12 月 31 日までの間に EY が公表した IFRS に関する出版物、ビデオ及びポッドキャストから有用なものを掲載したものである。

EY Core Tools

[International GAAP® 2026](#)

[IFRS 連結財務諸表記載例 2026 年版](#)

[Good Group \(International\) Limited - Alternative Format December 2024](#)

[Good Group IFRS 18 illustrative financial statements \(December 2025\)](#)

[IFRS 期中連結財務諸表記載例 2025 年版](#)

[International GAAP® Disclosure Checklist for Annual Financial Statements](#)

[International GAAP® Disclosure Checklist for Interim Financial Statements](#)

Good Group (International) Limited is supplemented by illustrative financial statements that are aimed at specific sectors and circumstances, which are listed in the Introduction.

Applying IFRS

[つながる財務報告: 気候変動の会計処理 \(2025 年 5 月\)](#)

[IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」\(2025 年 7 月更新\)](#)

[金融商品の分類及び測定の見直し \(2024 年 11 月\)](#)

[International Tax Reform - Pillar Two disclosures in practice](#)

[つながる財務報告: 気候変動の会計処理 \(2024 年 5 月\)](#)

[地政学上の事象及び不確実性に関する会計上の考慮事項](#)

[仕入先から受領する支払の会計処理](#)

[FICE プロジェクトの進展](#)

[IASB continues to develop its DRM accounting model](#)

[国際的な税制改革—第 2 の柱の開示 2023 年 11 月](#)

[IAS 34 interim reporting in 2023 - disclosures on IFRS 17 and IFRS 9](#)

[Accounting for SPACs \(Updated January 2023\)](#)

[The IASB has outlined its proposed new dynamic risk management accounting model](#)

[会計方針の開示 2022 年 9 月](#)

[Financial instruments with characteristics of equity \(FICE\)](#)

[IBOR Reform \(Updated December 2021\)](#)

[Accounting by holders of crypto-assets \(Updated October 2021\)](#)

[Energy Transition: carbon capture and storage accounting considerations](#)

[Energy Transition: lease considerations in respect of power purchase agreements](#)

[Accounting for cloud computing costs](#)

[Impairment for lessees that plan to reduce the use of real estate](#)

IFRS Developments

[245: IASB issues the Risk Mitigation Accounting Exposure Draft](#)

[第 244 号 不確実性に関する開示](#)

[第 243 号 超インフレ表示通貨への財務情報の換算 \(IAS 第 21 号の修正\)](#)

[第 242 号 超インフレ経済 \(2025 年 11 月更新\)](#)

[241: The IASB issues amendments to IFRS 19](#)

[第 239 号 IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」\(改訂版\)](#)

[第 238 号 関税の IFRS 会計基準への影響](#)

[237: IASB Request for Information for Post-implementation Review of IFRS 16](#)

[236: Hyperinflationary economies \(Updated May 2025\)](#)

[第 234 号 自然依存電力—IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂](#)
[第 233 号 IASB が非金融負債に関する規定の改訂を提案](#)
[232: Hyperinflationary economies \(Updated October 2024\)](#)
[第 231 号 IASB が持分法の改訂案を公表](#)
[第 228 号 金融商品の分類及び測定の改訂の公表](#)
[第 227 号 IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂の提案:再生エネルギーに係る契約](#)
[226: IASB issues IFRS 19 Subsidiaries without Public Accountability: Disclosures](#)
[第 223 号 IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の公表](#)
[第 222 号 IASB が IFRS 第 3 号と IAS 第 36 号の改訂を提案](#)
[220: Amendments to IAS 21: Lack of Exchangeability](#)
[第 218 号 IAS 第 12 号の修正:国際的な税制改革 第 2 の柱モデルルール](#)
[217: Supplier finance arrangements - new disclosure requirements](#)
[第 212 号 開示規定を開発するための新たなガイダンス](#)
[199: Accounting for trees held to generate carbon offsets for use or sale](#)
[184: IASB issues Exposure Draft on regulatory assets and regulatory liabilities](#)
[第 183 号 2021 年 1 月 継続企業の前提—IASB が開示に関する留意点を公表](#)
[182: Agenda Decision on reverse factoring](#)

その他の出版物
[Interim reporting and IFRS 17](#)

ビデオ
[IFRS 9 amendments - derecognition of financial assets and liabilities](#)
[Amendments to IFRS 9 for nature-dependent electricity contracts](#)
[An introduction to the IASB's Dynamic Risk Management Project](#)
[Regulatory assets and regulatory liabilities](#)

ポッドキャスト
[How ESG risks and opportunities impact mining and metals](#)

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください。

本資料は010456-25Gblの翻訳版です。

ey.com/ja_jp